

## 質問書に対する回答

件名) 関越自動車道 所沢管理事務所管内舗装補修工事

No.	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書7-4 数量総括表 (5) ~ (8)</p> <p>オーバーレイ工・切削オーバーレイ工・レベリング工・路面切削工等の追越車線施工時の車線規制が1車線規制で計上されているが供用3車線における追越1車線規制での施工は安全管理面（大型車両、重機が規制内にて交わせないため規制から横出しになる。また、規制終点部から離脱を限定した場合は大幅な小規模施工となる。）からの観点から非常に困難だと考えられます。 その場合は夜間2車線規制で変更の対象として考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>設計図6/118~9/118に示す通り、オーバーレイ工、切削オーバーレイ工、レベリング工、路面切削工等は追越1車線規制で施工するものとお考えください。 なお、現地条件等により2車線規制が必要となった場合は、設計変更の協議対象となります。</p>
2	<p>13- (10) 切削オーバーレイ工B (t=4cm) 13- (10) 切削オーバーレイ工B (t=27cm)</p> <p>B (t=27cm)施工後、B (t=4cm)の施工になりますが翌日施工は可能でしょうか。もしくは養生期間が必要ならば提示願います。</p>	<p>切削オーバーレイ工D (t=27cm) 施工の翌日に切削オーバーレイ工B (t=4cm) を施工することは可能です。</p>